

## 交通事故の「損益相殺」について

(先号の続き)

先号で、損益相殺(支給ないしは給付された金員=お金によっては、損害額から控除されること)について引き続き述べることを申し上げました。まずは損益相殺の対象とされない給付についての説明を続けます。

### (オ) 生活保護法による給付金

保護の必要が急迫しているために給付を受けた分(給付金)は、後に損害賠償の責任範囲等について争いが止み賠償を受けることができるに至ったときには償還(返還)義務を負うもので、給付金を賠償から控除するのは相当でないとされます。

### (カ) 労災保険法の労働福祉事業の一環として支給されるもの

例えば、労災保険から支給された休業特別支給金や障害特別支給金につき、これらの支給金は、災害補償そのものではなく療養生活援助金の色彩が濃い性質のものであり、損害賠償に充当されるべきでないとされます。

### (キ) 未給付の労災保険・厚生年金・共済年金など各種社会保険給付金

損益相殺は、同一の原因(交通事故)による損害と利益(利得)との間に同質性がある場合にその利害を調節する作用を営むものであることからして、未給付の分は債権として取得はされているが常に確実に支給され続けるものとは言えず、この調節的な作用の対象とするのは給付(受給)済みの分に限定するのが相当であるという考え方に基づいています。そして、この考え方の射程をのばすと、未給付であっても、現実の給付と同視し得る程度に給付の存続および履行が現実なものは損益相殺の対象として損害額から控除しても(差し引いても)よいということになり、現にそのような裁判例もあります。

### (ク) 自動車事故対策センター法による介護料

被害者に対して介護料として支給するというよりは、介護を必要とする被害者の家族の負担の軽減を目的とするもので、損害の填補に当たらないとするのが裁判例の考え方です。

### (ケ) 雇用保険法による給付金

失業保険金給付は、実質上は被害者の休損(休業損害金)を軽減させる効果を有するものではあるが、被保険者(被害者)の生活の安定をはかることを目的とする社会保障制度の一種であり、被保険者の損害の填補を目的としているものではないから、仮に被害者が失業保険金を支給されているとしても損益相殺をするべきでないという考え方に基づいています。また、失業保険は、政府管掌のもとに被保険者および被保険者の雇用主の支払う保険料と国の負担によって運用されており、かつ、加害者に求償する規定もないのであるから、損益相殺をすることによってその分加害者の負担を軽減させる理由がないという衡平(公平)の見地からも損益相殺をしないとされます。

### (コ) 幼児・児童の養育費・教育費

乳幼児・児童が交通事故によって死亡すると、高卒または大卒を基準に逸失利益を算出します。死亡時から逸失利益の計算開始までの間には、養育し教育をつける費用が必然的に出費となるところ、被害者である幼児・児童の親はそれを免れたのだから養育費・教育費を損益相殺の対象とするべきであるという考えも成り立ちます。しかし、判例は、損害(逸失利益)と出費を免れた養育費・教育費との間には同質性がないとして損益相殺を否定しています。また、損益相殺の対象とされるべきは被害者本人に生じたものであるべきところ、養育費・教育費はそうではないことを理由とする裁判例もあります。

損益相殺については続きます。